

令和7年度 集団指導

居宅介護支援事業所

大田区福祉部福祉管理課
法人指導担当



令和7年度 集団指導の内容

1 指導について

2 実地指導における主な指摘事項

3 令和6年度報酬改定事項

令和7年度 集団指導の内容

1 指導について

2 実地指導における主な指摘事項

3 令和6年度報酬改定事項

1 指導について

目的：介護給付費対象 **サービスの質の確保** + **保険給付の適正化**

介護保険施設・事業者

利用者の尊厳を守り、かつ、質の高いサービス提供が求められる

支援

集団指導

実地指導

介護保険制度に基づくサービスを適正に行うため、事業者に対し、必要な情報を伝達・共有します。

介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、実地で行います。

周知の徹底

介護給付等対象
サービスの取扱

介護報酬の請求

令和7年度 集団指導の内容

1 指導について

2 実地指導における主な指摘事項

3 令和6年度報酬改定事項

2 主な指摘事項

（1）指定居宅介護支援の具体的取扱方針（課題分析の実施など）

【指摘事項】

- ・初回も含めた居宅サービス計画の作成時において、課題分析を実施し、課題の把握（以下、「アセスメント」という）をしていることが確認できなかった
- ・居宅サービス計画作成後に、課題分析の実施やアセスメントが行われていた

【運営基準ポイント】

居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者の課題分析を実施し、アセスメントを行ってください。解決すべき課題の把握などに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ってください。

また、当該課題分析などの結果については、記録に残してください。

2 主な指摘事項

（2）指定居宅介護支援の具体的取扱方針

（居宅サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という）の実施）

【指摘事項】

- ・少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族に面接していることが確認できなかった
- ・少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していることが確認できなかった

【運営基準ポイント】

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画のモニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

モニタリングに当たっては、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することとなって います。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行ってください。

2 主な指摘事項

（3）指定居宅介護支援の具体的取扱方針（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映）

【指摘事項】

- ・福祉用具貸与の利用があるにも関わらず、居宅サービス計画に位置付けられていなかった
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置付けられており、サービス担当者会議等が開催されていたが、サービス担当者会議記録に、その福祉用具貸与の必要な理由が記載されていなかった

【運営基準ポイント】

居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。

また、対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。

2 主な指摘事項

（4）居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合（運営基準減算）

【指摘事項】 ※ 運営基準減算の適用となった事例あり

- ・少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問することによるモニタリングを実施していることが確認できなかった
- ・モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続していた

【運営基準減算について】

次の①から④のいずれかに該当する場合には、所定単位数の100分の50に相当する 単位数を算定します。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。

① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、次の内容について説明を行っていない場合

- ・あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合

② 居宅サービス計画の新規作成及びその変更における次の場合

- 1 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談していない場合
- 2 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合
(やむを得ない事情がある場合を除く)
- 3 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に対して交付していない場合

③ 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていない次の場合

- 1 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- 2 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- 3 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

④ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画のモニタリングに当たつての次の場合

- 1 特段の事情が無く、介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合

※ モニタリングは1月に1回、利用者の居宅を訪問して行うこととされています。但し、一定の要件を満たしている場合には、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し利用者に面接し、また、利用者の居宅を訪問しない月については、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。

この方法でモニタリングを行う場合には、要件をご確認ください

- 2 介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

※ 減算は、当該状態が解消されるに至った月の前月までが対象となります

2 主な指摘事項

（5）ハラスメント対策

【指摘事項】

- ・ハラスメント対策について、事業者の方針等の明確化及びその周知や啓発などが行なわれていなかった
- ・ハラスメントの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備がされていなかった

【運営基準ポイント】

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知と啓発を行ってください。

事業者として相談（苦情を含む。以下同じ）に応じ、適切に対応するために、相談に対応する担当者をあらかじめ定めることなど、必要な措置を講じてください。

※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省 「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html



2 主な指摘事項

（6）秘密保持①

【指摘事項】

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員やその他の従業者について、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するための必要な措置が、講じられていなかった

【運営基準ポイント】

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員やその他の従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。また従業者等が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するよう必要な措置を講じてください。

2 主な指摘事項

（6）秘密保持②

【指摘事項】

サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いられていたが、その同意についてあらかじめ文書により利用者及びその家族から得ていなかった

【運営基準ポイント】

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

※利用者家族に関する同意については、指定居宅介護支援開始時に、その家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に同意を得ることで足りるものです。署名欄の表記を、家族代表として、続柄の記載欄もあることが望ましいです。

2 主な指摘事項

（7）感染症の予防及びまん延防止

【指摘事項】

- ・ 委員会を開催したしたことが確認できない事例があった
- ・ 指針を整備していることが確認できない事例があった
- ・ 研修及び訓練を実施したこと、又は、実施する予定を確認できない事例があった

【運営基準ポイント】

感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じなければなりません。

委員会や研修及び訓練の実施にあたっては、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください。

- ① **委員会**を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
→概ね6月に1回以上開催
- ② **指針**を整備すること
- ③ **研修**及び**訓練**を定期的に実施すること
→それぞれ年1回以上

2 主な指摘事項

（7）感染症の予防及びまん延防止

【参考】 ※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



令和7年度 集団指導の内容

1 指導について

2 実地指導における主な指摘事項

3 令和6年度報酬改定事項

【参考】 ※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230633.pdf>



3 令和6年度報酬改定事項

6. 居宅介護支援①

改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
- ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
- ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
- ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

6. 居宅介護支援②

改定事項

- ⑭ 3(3)⑯介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑮ 4(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

【その他】

書面掲示規制の見直し（令和7年度から義務化）

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

3 令和6年度報酬改定事項

（1）特定事業所加算の見直し

※要件を満たしておらず、過誤調整となった事例がありました

算定要件	(Ⅰ) 519単位	(Ⅱ) 421単位	(Ⅲ) 323単位	(A) 114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること		○		
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること		○		
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること		○		
(9) 居宅介護支援費に係る <u>運営基準減算</u> 又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと		○		
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名</u> 未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は <u>50名</u> 未満）であること		○		
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること		○		

引用：厚生労働省
「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

3 令和6年度報酬改定事項

（2）入院時情報連携加算の見直し ※要件を満たしておらず、過誤調整となった事例がありました

改定前	改定後
<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日のうちに</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p><u>※入院日以前の情報提供を含む。</u></p> <p><u>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</u></p>
<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上<u>7日以内に</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位／月</p> <p>利用者が病院又は診療所に<u>入院した日の翌日又は翌々日に</u>、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p><u>※営業時間終了後に入院した場合は、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</u></p>

3 令和6年度報酬改定事項

（3）ターミナルケアマネジメント加算の見直し

改定前	改定後
<p>在宅で死亡した利用者（<u>末期の悪性腫瘍の患者に限る。</u>）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合</p>	<p>在宅で死亡した利用者に対して、<u>終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で</u>、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合</p>

【参考】※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>



3 令和6年度報酬改定事項

（4）業務継続計画の策定等

【必要な措置】

① 業務継続計画の策定

～業務継続計画とは～

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

○ 「**感染症**」及び「**災害**」の業務継続計画が必要

それぞれに対応する項目を適切に設定していれば、

- ・「感染症」「災害」の業務継続計画を一体的に策定することが可能
- ・「感染症の業務継続計画」「感染症予防及びまん延防止の指針」を一体的に策定することが可能

② 研修及び訓練の実施

→それぞれ年1回以上実施すること

研修及び訓練の実施にあたっては、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください。

3 令和6年度報酬改定事項

（4）業務継続計画の策定等

【指摘事項】

- ・研修及び訓練を実施していない事例を確認した
- ・感染症や災害に係る業務継続計画が策定されていない事例を確認し、業務継続計画未策定減算となった

【業務継続計画未策定減算】

○感染症若しくは災害のいずれか又は両方の**業務継続計画が未策定の場合、基準に満たさない事実が生じた時点まで遡及し（居宅介護支援事業所は令和7年4月）、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について基本報酬が減算となります。**

【参考】※資料にリンクを添付しています。

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（B C P）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_ko ureisha/douga_00002.html



3 令和6年度報酬改定事項

（5）虐待の防止

【必要な措置】

虐待の発生又はその発生を防止するため、以下の措置を講じなければなりません
また、虐待の防止のための措置に関する事項について、運営規程に定めるこども必要
委員会や研修の実施にあたっては、記録に残すなど実施した内容などがわかるようにしてください

- ① **委員会**を定期的に開催すること
→委員会で検討した結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② **指針**を整備すること
- ③ **研修**を定期的に実施すること（新規採用時及び、年1回以上）
- ④ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと

3 令和6年度報酬改定事項

（5）虐待の防止

【指摘事項】

- ・委員会が開催されていなかった事例を確認した
- ・指針が整備されていなかった事例を確認した
- ・研修が実施されていなかった事例を確認した
- ・担当者が置かれていなかった事例を確認した

※実地指導において、これらの措置が実施されていないことを確認したため、高齢者虐待防止措置未実施減算となつた事例もありました

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための**必要な措置の①から④の、どれか一つでも講じられていない場合**には、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで（最低3月）、利用者全員について基本報酬が減算となります

【参考】 ※資料にリンクを添付しております。

東京都保健福祉財団「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集」

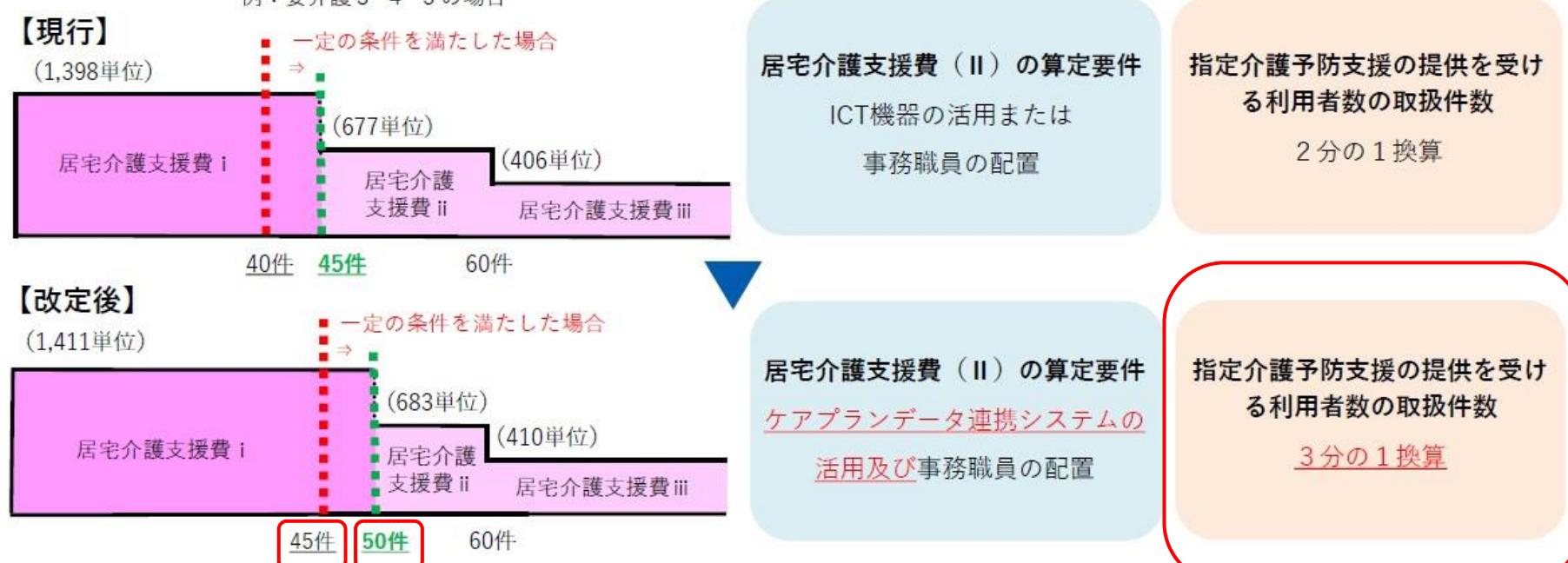
<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyougo/link/>



3 令和6年度報酬改定事項

（6）介護支援専門員1人当たりの取扱い件数

【報酬】



【基準】介護支援専門員の員数

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

改定前

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

改定後

- 利用者の数が44又はその端数を増すごとに1とする。
- ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

3 令和6年度報酬改定事項

（その他）「書面掲示」規制の見直し

【概要】

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替えできる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、

インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公開しなければならない。

※令和7年度から義務化

参照法令等

- 介護保険法：平成9年12月17日法律第123号
- 介護保険法施行規則：平成11年3月31日厚生省令第36号
- 区条例第13号：平成30年3月12日大田区条例第13号
「大田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」
- 老企第22号：平成11年7月29日老企第22号
「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
- 厚告第20号：平成12年2月10日厚生省告示第20号
「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- 老企第36号：平成12年3月1日老企第36号
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

確認報告書兼アンケートの提出について

【提出方法】

（1）eラーニングで視聴した場合

eラーニング上の回答フォームにより、提出してください

（2）YouTubeで視聴した場合

区ホームページから、L o G o フォームにより、提出してください

【提出期限】

令和8年1月31日